

## MCGグループ グローバル贈賄防止ポリシー

### (目的)

第1条 本ポリシーは、三菱ケミカルグループ株式会社（以下「MCG」といいます。）のグループ各社及びその役職員による贈賄を防止し、以って各国の贈賄防止関連法令の遵守、腐敗の防止及び公正な事業慣行の確立・維持に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本ポリシーは、MCGグループ各社及びその役職員に対して適用されるものとする。なお、本ポリシーにおいて「MCGグループ」とは、MCG並びにMCGが直接又は間接出資する会社法上の子会社及び関連会社により構成されるグループをいい、「役職員」とは、MCGグループ各社の取締役・監査役・執行役・相談役・顧問その他役員、及び従業員（契約社員及び派遣社員を含む。）をいうものとする。

### (法令の遵守)

第3条 役職員は、本ポリシー及び関係する国や地域の贈賄防止関連法令を遵守するものとする。

### (公務員に対する贈賄の禁止)

第4条 役職員は、直接又は販売代理店、エージェント若しくはコンサルタント等の第三者を通じて公務員（政府が実質的に支配する企業の従業員等を含む。以下同じ。）に対して贈賄を行ってはならない。なお、本ポリシーにおいて「贈賄」とは、取引の獲得若しくは維持のため、又は不当な利益の取得若しくは維持のために、公務員に対し、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないことを目的として、又はその地位を利用して他の公務員にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭、贈答、接待その他の利益を供与し、又は供与の申込み・約束をすることをいう。

### (会計記録)

第5条 MCGグループ各社は、公務員に対する贈賄が行われていないことを証明できるように、第三者に対する支払いを含むあらゆる支出について、これらを全て合理的な詳細さをもって正確かつ適切に会計帳簿等に記録しなければならない。

### (遵守体制)

第6条 役職員は、本ポリシーの解釈等について疑義を生じたときは、所属会社、親会社グループ又は所在する地域において法務部門を有する会社のコンプライアンス推進統括役員、コンプライアンス推進担当部門、内部統制推進部門又は法務部門に相談しなければならない。

らない。なお、本ポリシーにおいて「所在する地域において法務部門を有する会社」とは、Mitsubishi Chemical America, Inc.、三菱化学(中国)管理有限公司、Mitsubishi Chemical Europe GmbH 及び Mitsubishi Chemical APAC Pte. Ltd.をいう。

2. MCGグループ各社のエンティティ代表者は、親会社又は所在する地域において法務部門を有する会社と連携のうえ、自らの責任において自社の役職員に本ポリシーを遵守させなければならない。なお、MCGグループ各社の機関設計において、エンティティ代表者がおかれていない場合は、各ビジネスユニットを所管するエグゼクティブバイスプレジデントがそのグループ各社の役職員に本ポリシーを遵守させるものとする。

3. MCGグループ各社、その親会社又は所在する地域において法務部門を有する会社は、各国の適用法令又は各社の特性等により、必要に応じて、本ポリシーを補足するガイドライン等を策定するものとする。MCGグループ各社のエンティティ代表者は、本ポリシーと同様に自社の役職員に上記ガイドライン等を遵守させなければならない。なお、MCGグループ各社の機関設計において、エンティティ代表者がおかれていない場合は、各ビジネスユニットを所管するエグゼクティブバイスプレジデントがそのグループ各社の役職員に当該ガイドライン等を遵守させるものとする。

(罰 則)

第7条 MCGグループ各社は、その役職員が本ポリシーに違反した場合、就業規則等に従い、処罰を行うものとする。

(改 廃)

第8条 本ポリシーの改廃は、法務本部を所管する執行役の決裁をもってこれを行う。但し、軽微な変更は、法務本部長の決裁により行うことができる。

---

所管部署：

MCG法務本部  
グローバル法務企画管理部

沿 革：

2014年 4月1日 施行  
2017年 4月1日 改施  
2020年 4月1日 改施  
2021年 1月1日 改施  
2022年 4月1日 改施  
2022年12月1日 改施